

川崎市農業経営高度化支援事業補助金

【生産向上等支援事業】

— 令和8年度公募要領 —

川崎市では、「豊かな『農』ある暮らしを次世代へ」を基本目標に、本市農業を支える農業者の皆さまが、立地の特性を活かした力強い農業経営を推進できるよう、【生産向上等支援事業】生産向上等に資する設備投資（土地を除く。）への補助の申請を募集します。

なお、川崎市農業技術支援センターで行っていた「川崎市農業生産振興対策事業補助金」は、令和8年度から「川崎市農業経営高度化支援事業補助金」に統合されました。

【概要】

※申請の前に専門家による事前相談を受ける必要があります

対象者	市内に住所（農業生産法人の場合は本店）を有する①～④の農業者 ①認定農業者 ②認定新規就農者 ③その他の新規就農者 市内で農業経営を開始して1年以上5年以内の独立・自営就農者で、市内の経営面積（所有地及び借入地）が10a以上又は直近一年間の農業収入額が15万円以上の方 ④その他の農業者 市内の経営面積（所有地及び借入地）が30a以上の農業者又は直近一年間の農業収入額が50万円以上の方
対象事業	本市で行う次のいずれかに該当する設備投資（土地を除く。）の事業 （1）先端技術の導入 （2）作目転換 （3）土地又は労働生産性の向上 （4）6次産業化
補助金の額・補助率	予算（1,000万円）の範囲内で、次のとおり交付 ①認定農業者・認定新規就農者 ア 補助率 補助対象経費の合計額の1/2以内 イ 補助上限額 200万円以内（予算の範囲内） ②その他の新規就農者・その他の農業者 ア 補助率 補助対象経費の合計額の1/3以内 イ 補助上限額 150万円以内（予算の範囲内）
専門家による事前相談	①申請希望者は、 <u>専門家による事前相談が必須となります（予約制）。</u> ②申込書類を令和8年4月23日（木）～5月22日（金）17時必着で、 <u>提出フォーム等により農業振興課へ御提出ください。</u> ③事前相談は、6月上旬に都市農業振興センターで開催予定です。
その他	申請者は、有識者等による審査会（7月上旬）に出席し、事業についての説明と質疑応答を行っていただきます。交付決定は7月中旬を予定。

【お問合せ】

川崎市経済労働局 都市農業振興センター 農業振興課

住所：〒213-0015 川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7 JAセレサ梶ヶ谷ビル2階

電話：044-860-2462 E-Mail：28nogyo@city.kawasaki.jp

（電話・窓口は、土日祝日を除く、8時30分～17時）



各種様式
は市HPへ

1 事業の目的

市内農業者が本市で行う生産向上等に資する設備投資（土地を除く。）に対して補助金を交付することにより、農業経営の拡大を図り、今後の本市農業を担う意欲のある担い手の育成・確保に寄与することを目的としています。

2 補助対象者

市内に住所を有する農業を営む者又は市内に本店が所在する農業生産法人で、以下の要件に該当する方を対象とします。

- (1) 認定農業者（本市における農業経営について広域認定を受けた方も含む。）
- (2) 認定新規就農者
- (3) その他の新規就農者
市内で農業経営を開始して1年以上5年以内の独立・自営就農者で、市内の経営面積（所有地及び借入地）が10a以上又は直近一年間の農業収入額が15万円以上の方
- (4) その他の農業者
市内の経営面積（所有地及び借入地）が30a以上の農業者又は直近一年間の農業収入額が50万円以上の者

【補助対象外となる方】

次のいずれかに該当する方は、補助金の交付対象者になりません。

- (1) 市民税を滞納している者
- (2) 川崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、第2号に規定する暴力団員、第3号に規定する暴力団員等又は第5号に規定する暴力団経営支配法人等
- (3) 政治団体
- (4) 宗教上の組織又は団体
- (5) 公序良俗に反する等の市長が適当でないと認める者
- (6) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業）を行っている者
- (7) 次のいずれかに該当する者
 - ア 大企業（中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者）以外の事業者）
 - イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有又は出資している事業者
 - ウ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有又は出資している事業者
 - エ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている事業者
- (8) その他、市長が不相当と認める者

3 補助対象事業

市内で行う下表のいずれかに該当する設備投資（土地を除く。）であること。

先端技術の導入	市内の慣行栽培では使用されていない、まだ普及途上の栽培技術
作目転換	普通作物、園芸作物若しくは特用作物などの作物の分類間、露地栽培、施設栽培などの栽培形態間又は主力作物（粗収入の2分の1以上を占める品目をいう。）の転換
土地又は労働生産性の向上	単位土地面積当たり又は単位労働投下時間当たりの生産量（額）の向上
6次産業化	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等を図るため、単独又は共同の事業として農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動であって、農林水産物等の価値を高め、又はその新たな価値を生み出す取組

※補助対象事業の完了（支払い・報告書類の提出を含む）は、令和9年3月15日（月）まで

【対象外の事業】

- (1) 既に事業を実施している又は事業を終了しているもの
- (2) 同一内容、同一経費で、既に川崎市の助成制度による助成を受けているもの又は採択が決定しているもの
- (3) 同一内容、同一経費で、国、神奈川県、その他の団体から補助金等（以下「その他の補助金」という。）を受けているもの又は採択が決定しており、かつ、申請者の自己負担額（借入金含む）が補助対象経費の4分の1を下回るもの

※川崎市農業経営高度化支援事業補助金については、本要領で定める【生産向上等支援事業】と別途公募要領を定めている【経営改善支援事業】の2種類がありますが、同一申請者につき、同一年度内に、いずれか一の事業を1回まで申請することができます。

4 補助対象経費

- (1) 建築物又は工作物の工事費（電気工事等の付帯工事を含む）
- (2) 設計委託料
- (3) 設備購入費（設置費及び運搬費を含む）
- (4) 機械機器購入費（設置費及び運搬費を含む）
- (5) 6次産業化のための移動販売車購入費又は整備・改修費
- (6) その他市長が認めるもの

5 補助対象外となる経費

- (1) 消費税及び地方消費税、印紙税、登録免許税等の税金等、各種手数料（銀行振込手数料等）、保険料、サービス・ソフトウェア等の加入・登録料及び使用料
- (2) 経常的な支出及び維持管理経費
- (3) クレジットカード払いなど、現金払い又は金融機関からの振込払い以外により支払いが行われているもの
- (4) ポイントを用いて支払いをした分の経費
- (5) 農産物を生産するための経費（種苗代、肥料や飼料等の資材費）
- (6) 汎用性の高いものを購入するための経費
- (7) 事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- (8) 経費の区分ができない経費（他の経費と一括で請求され、明細書等の確認ができない等）
- (9) 中古品・オークション等の購入経費
- (10) その他市長が不相当と認めるもの

6 補助金の額及び補助率

- (1) 補助金の額及び補助率

- ①認定農業者・認定新規就農者

ア 補助率 補助対象経費の合計額の1/2以内

イ 補助上限額 200万円以内（ただし、予算の範囲内）

- ②その他の新規就農者・その他の農業者

ア 補助率 補助対象経費の合計額の1/3以内

イ 補助上限額 150万円以内（ただし、予算の範囲内）

- (2) 算出方法

- ①国、神奈川県、その他の団体から同様の補助金等（以下「その他の補助金」という。）を受ける場合の補助金の額は、補助対象経費からその他の補助金の補助金額を差し引いた額を基に補助金を算出するものとします。この場合、補助事業者の自己負担額が補助対象経費4分の1を下回るものは補助対象外となります。
- ②算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。
- ③補助金は、採択件数に応じ、生産向上等支援事業全体の予算（1,000万円）の範囲内での配分となるため、申請額と交付決定額は一致しない場合があります。

7 補助対象事業の実施期間

実施期間は、経費の支出及び実績報告書の提出までを含めて、交付決定日から令和9年3月15日（月）までです。ただし、本申請後から交付決定までの間に着手しなければ完了しない場合は、本申請後に事前着手申請書（第4号様式）を提出し、市の承諾を得ることで、事前着手をすることができます。

8 市内中小企業への優先発注について

本市では、市内中小企業者の受注機会の増大に努め、優先発注に取り組んでいます。

川崎市農業経営高度化支援事業補助金交付要綱第17条の規定により、補助事業者は、補助金の額が100万円を超え、かつ工事の発注等の1件の発注金額が100万円を超えるときは、市内中小企業者により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の取得を行わなければなりません。

ただし、契約の性質上難しい場合又はその必要がないと市が認める場合は対象外となります。対象外となるかどうかは、予め、川崎市都市農業振興センター農業振興課へ御相談ください。

(例) 認定農業者の太郎さんと次郎さんがそれぞれ機械の導入を検討していた場合

認定農業者の補助率・上限額：1/2 以内、上限 200 万円（予算の範囲内）

例	申請・交付決定内容	補助対象経費の内訳
太郎さん	①補助対象経費：220 万円 ②補助申請額：110 万円 ③交付決定額：審査の結果、交付決定額は、満額の110万円に決定	①補助対象経費 220 万円のうち、120 万円で機械Aを導入 ⇒100 万円を超えているので、市内中小企業者からの見積書が必要 ②補助対象経費 220 万円のうち、100 万円で機械Bを導入 ⇒市内中小企業者からの見積書は不要
次郎さん	①補助対象経費：300 万円 ②補助申請額：150 万円 ③交付決定額：申請者多数で予算を上回ったため、審査の結果、交付決定額は、補助申請額を下回る110万円に決定	①補助対象経費 300 万円のうち、機械Cを本体 270 万円、設置費 20 万円、運搬費 10 万円に分けて導入 ⇒支出が分かれていても、設置費や運搬費は、機械Cの導入に係る一連の経費であり、合計が100万円を超えるので、市内中小企業者からの見積書が必要

(参考) 市内中小企業者確認用名簿

市のHP上で、「川崎市競争入札参加資格名簿」に登録されている市内中小企業者をリスト化して公開しています。見積書の発行を依頼する市内中小企業者を探す際や、見積書を取得した企業が市内中小企業者に該当しているか確認する際に、御活用ください。

入札情報かわさき

「補助事業者等による市内中小企業者への優先発注のための確認用業者名簿」

(URL) <https://www.city.kawasaki.jp/233300/page/0000112792.html>

9 よくある相談の例

例1 イチゴに作目転換を行うために、ビニールハウスを新しく建て、合わせてイチゴの種苗や肥料等を購入したい。

→ビニールハウスは設置費を含め対象ですが、種苗や肥料等は対象となりません。

例2 使用機械が古くなったので買い替えたい。ビニールハウスを張り替えたい。

→農業用施設・機器等の買い替えや修繕は、経営改善支援事業を御確認下さい。

例3 労働生産性を上げるため、トラックを購入したい。

→汎用性が高い（農業以外にも利用できる）ため対象外となります。トラクター等の農業用は補助対象となります。

10 専門家による事前相談（予約制・必須）

生産向上等支援事業の申請を希望する方は、本申請の前に、専門家による事前相談をお受けください（6月上旬を予定）。

（1）専門家による事前相談について

- ①目的 中小企業診断士等の専門家から助言や指摘等を受けて、計画内容や実施時期など、必要な見直しを検討いただく機会として、個別相談の場を設けるもの
- ②日時 6月上旬の平日（申込者へ別途通知します）、1経営体につき約1時間。
- ③場所 川崎市都市農業振興センター（予定）
- ④その他 当日は、市が委託する専門家（中小企業診断士等）及び市の補助金担当が同席の予定です。なお、専門家には、10（3）提出書類に記載の①から⑤までの書類の写しを共有します。

（2）申込方法

- ①受付期間 **令和8年4月23日（木）～令和8年5月22日（金）17時必着**
- ②提出方法 （3）提出書類①～⑤の書類一式を提出フォームにて御提出ください。
提出フォームから送付ができない場合は、窓口へ持参又は郵送願います。
- ③提出先 川崎市経済労働局 都市農業振興センター 農業振興課
川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7 JA セレサ梶ヶ谷ビル2階
(提出フォームのURL) <https://logoform.jp/f/hNWeC>



提出フォーム

（3）提出書類

- ①川崎市農業経営高度化支援事業補助金（生産向上等支援事業）事前相談申込書（第1号様式）
- ②事業計画書（生産向上等支援事業）（第2-1号様式のものを利用してください）
- ③設計図書、カタログ、技術資料等

- ④見積書等（経費の支出の内訳がわかるもの） ※1
- ⑤農業所得に関する確定申告書の写し（直近のもの）

※1 補助金の交付申請額が100万円を超える予定で、かつ補助対象経費が1件あたり100万円を超える工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合、市内中小企業者により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の取得を行わなければなりません。条件等の詳細は、5頁を御確認ください。

※2 提出書類は返却いたしません。追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 様式の入手方法

市ホームページから様式をダウンロードすることができます。

(URL) <https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000186132.html>



市 HP (様式)

11 事前相談後の本申請

(1) 申請方法

本申請を希望される方は、専門家による助言や指摘等を踏まえて事業計画を修正の上、次のとおり申請書類を御提出ください。

①受付期間 **事前相談後～令和8年6月19日（金）17時必着**

②提出方法 (3) 提出書類の書類一式を提出フォームにて御提出ください。

提出フォームから送付ができない場合は、窓口へ持参又は郵送願います。

③提出先 川崎市経済労働局 都市農業振興センター 農業振興課

川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7 JA セレサ梶ヶ谷ビル2階

(提出フォームの URL) <https://logoform.jp/f/hNWeC>



提出フォーム

(2) 提出書類

①川崎市農業経営高度化支援事業補助金（生産向上等支援事業）交付申請書（第2-1号様式）
認定農業者及び認定新規就農者については、農業経営改善計画や青年等就農計画との関連性について、申請書内で言及してください。

②事業の概要及び費用がわかる資料（カタログ、技術資料、設計図書、見積書等） ※1

③施設等の設置を伴う場合は土地の位置、区域及び面積並びに使用権原に係る資料 ※1

④農業所得に関する確定申告書の写し（直近のもの） ※1

⑤暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書（第3号様式）

⑥市民税納税証明書（直近のもの）

⑦経営面積がわかる資料（「その他の農業者」や「その他の新規就農者」で、補助対象要件として必要な場合のみ）

⑧その他市長が必要と認める資料

- ※1 ②～④について、事前相談と変更がない場合は、本申請での提出は不要（省略可能）です。他の書類を提出する際に、その旨をお申し出ください。
- ※2 提出書類は返却いたしません。追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 様式の入手方法

市ホームページから様式をダウンロードすることができます。

(URL) <https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000186132.html>



市 HP (様式)

12 有識者等による審査会

採択者及び交付額を決定するにあたり、有識者等による審査会を行います。申請者は、審査会に出席し、事業についての説明及び有識者等との質疑応答を受けていただく必要がございます。

(1) 有識者等による審査会について

- ①日 時 7月上旬の平日（別途、申請者へお知らせします）
- ②場 所 川崎市都市農業振興センター（予定）
- ③その他 1経営体につき、25分（説明：15分、質疑応答10分）程度。川崎市農業振興計画推進委員会が設置する審査部会の委員による審査となります。

(2) 審査項目

①農業所得の向上効果

ア 農業所得の拡大

収入増大、経費削減等による所得拡大効果があるものか

イ 持続性・安定性

事業実施によって、持続的かつ安定的な農業経営が実現するか

ウ 費用対効果

生産財への投資に対し、効果・成果が高いものか

②生産性向上効果

ア 生産性の向上

土地面積当たり又は労働時間当たりの生産量（額）が向上するか

③他の農業者への波及効果

ア 波及効果

栽培技術の向上、担い手の育成、地域農業の活性化など、他の農業者への波及効果が期待できるものであるか

イ 新規性

事業の新規性・独創性が高いか

13 補助金の交付決定

有識者等による審査内容を踏まえて、予算の範囲内において、採択者及び交付額を決定します。申請者への通知は、7月中旬を予定しています。

14 事業の着手

補助事業に着手したときは、速やかに事業着手届（第8号様式）を提出してください。ただし、事前着手の承認を受けている場合は不要です。

15 実績報告

(1) 報告方法

支払い及び報告その作成を含めて補助事業が完了したときは、事業実施期間の終了日までに実績報告を行ってください。

①報告方法 (2) 提出書類の書類一式を提出フォームにて御提出ください。

提出フォームから送付ができない場合は、窓口へ持参又は郵送願います。

②提出先 川崎市経済労働局 都市農業振興センター 農業振興課
川崎市高津区梶ヶ谷 2-1-7 JA セレサ梶ヶ谷ビル 2階
(提出フォームのURL) <https://logoform.jp/f/hNWeC>



提出フォーム

(2) 提出書類

①川崎市農業経営高度化支援事業補助金実績報告書（第9号様式）

②補助対象経費に係る支払いを証する書類の写し

③補助金の交付決定額が100万円を超える場合で、かつ、補助対象経費のうち、1件の金額が100万円を超える支出がある場合
ア 発注実績報告書（第10号様式） ※必須
イ 誓約書（第11号様式）又は入札（見積り）が行えないことに関する理由書（第12号様式）

④その他市長が必要と認める書類

※提出書類は返却いたしません。追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 様式の入手方法

市ホームページから様式をダウンロードすることができます。

(URL) <https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000186132.html>



市 HP (様式)

(4) 報告書類の審査

市は、提出のあった報告書類を基に、書類の審査や現地調査等を行います。現地調査を実施する際には御協力をお願いします。

(5) 請求書の提出

市は、(4)の審査に基づき、補助金額を確定し、補助事業者へ通知します。

通知を受けた補助事業者は、請求書を御提出ください。市は、請求書に基づき、補助金の交付を行います。

16 事業の変更・中止

交付決定を受けた事業について、その内容を変更、または中止しようとする場合は、市の承認が必要となります。申請書に記載した事業実施期間が終了する前に、速やかに交付変更(中止)承認申請書(第7-1号様式)を提出してください。

ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りではありません。

- (1) 事業実施期間を短縮するとき
- (2) 事業計画書に記載の事業内容に変更を及ぼさない範囲で事業の一部を中止する場合であって、補助対象経費から該当部分を除算する場合
- (3) 同一費目において経費の配分を変更する場合であって、変更を要する金額が補助対象経費の合計額の3割以内となる場合
- (4) 費目間での経費の配分を変更する場合であって、変更を要する金額が補助対象経費の合計額の3割以内となる場合
- (5) 補助対象経費を増額する場合であって、補助金額に変更が生じない場合
- (6) その他、市長が軽微な変更と認める場合

17 補助金の取消し等

次のいずれかに該当したときは、交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

- (1) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を補助事業以外の他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付を受けるまでに交付対象者としての要件を欠くことになったとき
- (4) 補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件、その他法律等に基づき市長が行った指示、若しくは命令に違反したとき
- (5) 財産の処分の制限に反して処分したとき

18 財産の処分の制限について

この補助対象事業により取得した財産の所有権は、申請者に帰属します。ただし、当該財産のうち、取得価格又は効用の増加した価格が単価30万円以上のものについて、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保にしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければなりません。

ただし、下記に該当する場合はこの限りではありません。

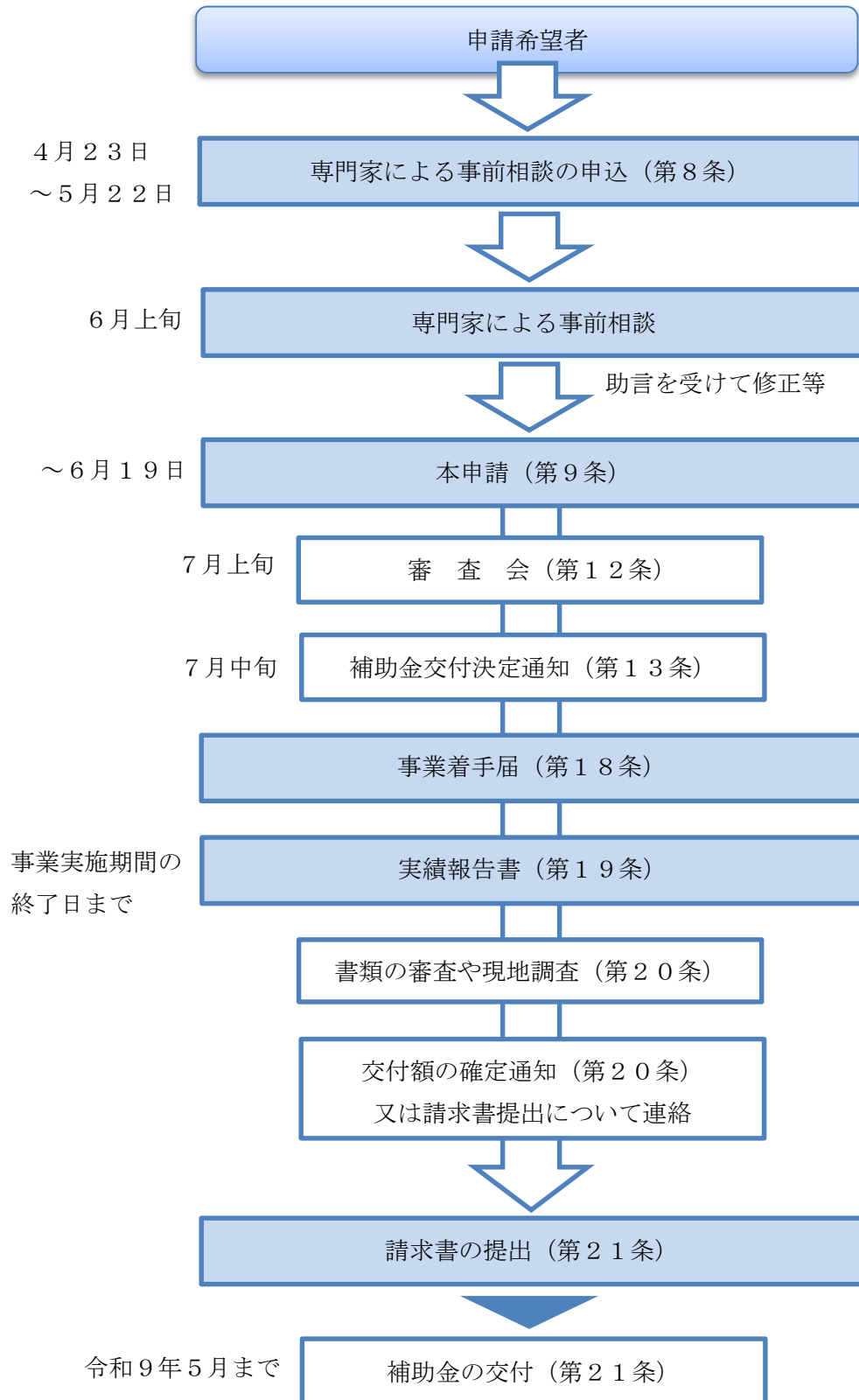
- (1) 助成金額確定日の属する年度の終了後5年間を経過した場合
- (2) 補助事業者の死亡等、やむを得ない事由によると市長が認めた場合

19 その他

- (1) 交付決定された事業は、申請者名、事業内容等を本市ウェブサイト等にて公表することがあります。
- (2) 補助金の交付を受けた方は、交付を受けた日の属する年度から5年間、会計帳簿等の証拠書類を保管してください。
- (3) 補助金交付後、補助事業成果の普及等を目的とするヒアリングや、農業経営の改善に向けて専門家によるフォローアップが行われる場合がありますので、御協力をお願いします。

20 事前相談から補助金交付までの流れ

=申請者が行う手続き



※補助金交付後、補助事業成果の普及等を目的とするヒアリングや、農業経営の改善に向けて専門家によるフォローアップが行われる場合がありますので御協力願います。